

木更津市高齢者配食サービス事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

本事業は、高齢者世帯等に対し、利用者の健康寿命の延伸に向け、栄養に配慮された食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行うことにより、高齢者の孤立を防ぐとともに、配食サービスに要した費用を負担することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2 業務の概要

- (1) 業務名 木更津市高齢者配食サービス事業業務委託
- (2) 業務内容 別添「木更津市高齢者配食サービス事業業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 木更津市内一円
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※業務委託契約については単年度契約とし、令和12年度まで毎年度市と受託事業者との契約をとりかわすこととする。
ただし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。
- (5) 委託上限額 12,191,000円（消費税及び地方税を含む）を上限とする。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものでなく、業務の最大規模を示す額である。

第3 プロポーザル方式を採用する理由

本市では、高齢者世帯に対し、安否確認とともに栄養面に配慮した食事を定期的に提供する配食事業を実施してきたところである。その受託事業者については、健康寿命の延伸を目的とした利用者それぞれの栄養改善に対応する食事の提供や、見守り体制強化のための緊急時の迅速な対応への理解など、専門的な知識や経験が必要となる。このため、単に価格のみで競うのではなく、公募により広く募った上で総合的な見地から選定する必要があるため、「公募型プロポーザル方式」を採用するものである。

第4 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する木更津市高齢者配食サービス事業業務受託候補者選定審査会で審査し、随意契約の相手候補（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

第5 参加資格

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登載された者又は入札参加資格と同等の要件を有していると認められる者
- (2) 本事業の趣旨に賛同し、木更津市高齢者配食サービス事業業務委託仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (3) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 本市もしくは他自治体において、高齢者配食サービスに係る業務（業務内容は別添「仕様

- 書」「3 業務の内容」)を受託した実績が3契約以上あること。
- (6) 木更津市税(ただし、木更津市内に事業者がある場合に限る)、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと

第6 実施スケジュール

項目	日程
(1) 実施要領等の配布	令和8年1月5日(月)
(2) 質問の受付期間	令和8年1月5日(月)から 令和8年1月13日(火)まで
(3) 質問に対する回答	令和8年1月20日(火)
(4) 参加意向申出書受付期限	令和8年1月27日(火)まで
(5) 参加資格確認結果発送	令和8年1月30日(金)
(6) 企画提案書等の提出期間	令和8年1月30日(金)から 令和8年2月9日(月)まで
(7) プレゼンテーション実施	令和8年2月17日(火)
(8) 審査結果通知	令和8年2月24日(火)
(9) 契約締結	令和8年4月1日(水)
(10) 業務開始日	令和8年4月1日(水)

※各日程は事務の都合により変更する場合がある

第7 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・プロポーザル参加意向申出書(別記 第1号様式)
- ・木更津市高齢者配食サービス事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・提案書表紙(別記 第2号様式)
- ・木更津市高齢者配食サービス事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書
- ・令和8年度木更津市高齢者配食サービス事業業務委託仕様書
- ・業務受託実績書(別記 第3号様式)

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第8 参加意向申出

(1) 応募書類

プロポーザル参加意向申出書(別記 第1号様式)

・添付書類

- ① 法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書※
- ② 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の写し(任意書式)
- ③ 印鑑証明
- ④ 業務受託実績書(別記 第3号様式)
- ⑤ 登記簿謄本

※ ア 木更津市内に本社がある場合は、市税(法人市民税・代表者個人の市県民税)及び国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・市内業者

イ 木更津市内に営業所がある場合は、市税(法人市民税)・千葉県税(法人事業税・法人県民税)及び国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・準市内業者

ウ 千葉県内に本社がある場合は、千葉県税(法人事業税・法人県民税)国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・県内業者

エ 千葉県外に本社がある場合は、国税(法人税・消費税及び地方消費税)及び千葉県内に営業所等があるものは、千葉県税(法人事業税・法人県民税)・・・県外業者

オ 上記ウ及びエに該当するもので法人又は代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、

その納税証明書を添付してください。

カ 法人登録のない団体においては、代表者の所得税及び代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

キ 新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

(2) 提出期限

令和8年1月27日（火） 午後5時まで

(3) 応募方法

担当部局へ持参もしくは郵送による。

※郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

第9 参加資格確認結果の通知

木更津市は、プロポーザル意向申出書の内容について、「第5 参加資格」により提案者の資格を満たしているか確認し、令和8年1月30日（金）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。

なお、提案者の資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

第10 質問・回答

(1) 質問の提出期限

令和8年1月13日（火）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（企画提案書様式6号）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和8年1月20日（火）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

※質問内容及び回答内容についてホームページへの公開を希望しない者には、直接電子メールで回答するため、予め申し出ること。

第11 評価方法

(1) 評価方法

本業務の履行に適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津市高齢者配食サービス事業業務受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会委員が、提出された提案書類について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、合計得点が以下の式を満たす者を受託候補者として選定するものとする。

$$\cdot \text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (100点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

(2) 評価基準

審査の内容	選定基準	3-(1) 選定の対象となる提出資料	配点
事業実施体制について	事業実施体制が整備されているか。 また、事業の継続性はあるか。	ア 様式1号 様式2号 イ～カ	10点
	事業実施にあたり工夫・配慮はあるか。	ア 様式2号-1 キ 業務実施マニュアル	5点

	人員配置体制は整っているか。	ア 様式2号-2 キ 業務実施マニュアル	5点
食事内容について	高齢者が自立した健康的な日常生活が営むことができるよう栄養に配慮した食事内容であるか。	ア 様式2号-4① 様式3号 ク 1ヶ月の献立表 ケ 審査用弁当	15点
	高齢者の健康状態等に変化があった場合、きめ細かい対応が可能であるか。	ア 様式2号-4② 様式2号-1	10点
	刻み食・嚥下食等の通常食以外の利用者に応じて柔軟に対応可能であるか。	ア 様式2号-4③ ア 様式5号 (対応可能な弁当の種類)	10点
	副食の数・種類・色取りはバランスがとれているか。 また、1食860円の金額は妥当か。	ア 様式3号 様式4号 ケ 審査用弁当 ア 様式2号-4 ク 1ヶ月の献立表	15点
	配布する献立表は高齢者に分かりやすい形で情報提供され、配食以外の食事を選ぶ際にも参考となるものか。	ク 1ヶ月の献立表 ア 様式2号-4	5点
配達について	配達可能区域及び配達日数は十分か。	ア 様式5号 (配達曜日及び配達可能地区)	10点
	配食時に事故等緊急事態が発生した場合の対応は明確であるか。	ア 様式2号-3	15点
合 計			100点

(3) 審査項目の採点基準

評価	判断基準	乗率	15点満点	10点満点	5点満点
A	特に優れている	配点×1.0	15点	10点	5点
B	優れている	配点×0.8	12点	8点	4点
C	普通	配点×0.6	9点	6点	3点
D	やや劣る	配点×0.4	6点	4点	2点
E	劣る	配点×0.2	3点	2点	1点

第12 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な提案書類を担当部局に提出すること。

なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提案書類

・提案書表紙（別記 第2号様式）

ア 木更津市高齢者配食サービス事業業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書（様式1号～6号）

イ 飲食店営業許可証の写し

ウ 食品衛生責任者票の写し

エ 本事業に配置する者の調理師免許証の写し

オ 本事業に配置する者の管理栄養士又は栄養士免許証の写し

カ 法人・事業の概要がわかるもの（会社等パンフレット）

キ 業務実施マニュアルの写し

ク 見守り業務等含めた1食あたり860円の弁当1ヶ月の献立表

(8食分の献立表(週2回×4))

ケ 審査用弁当 4食分

※審査用弁当は、プレゼンテーション実施日の令和8年2月17日(火)に持参して下さい。
なお、審査用弁当4食にかかる費用(3,440円相当)は業者負担とします。

(2) 提出方法

① データファイル

(1)ア 企画提案書およびプレゼンテーションに必要なデータを電子メールにより、担当部局へ提出する。

② 書類

(1)ア～クの順にファイルで綴じ、1部ずつ右側にインデックス(ア～ク)を付して正本1部と副本8部を担当部局へ持参し、提出する。

(3) 提出期限

令和8年2月9日(月)午後5時まで

(4) プレゼンテーションの順番

提案書類等提出時にくじをひき、番号の大きい提案者からプレゼンテーションを開始する。
※提案者が参集してくじをひくものではなく、提案書類提出時に合わせてくじをひく。

第13 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

① プレゼンテーション(10分)

② 審査用弁当の試食(10分)

③ 質疑応答(10分)

※ プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。

(2) プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意する。

※パソコンは、Microsoft 365 Power Pointがインストール

(3) プレゼンテーションの日程は下記のとおりとする。

・実施日 令和8年2月17日(火)午前10時～

・実施場所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室1-3

第14 選定結果の通知

選定結果通知書を郵送する。

(1) 通知日

令和8年2月24日(火)

(2) 選定結果についての異議申し立てには、一切応じない。

第15 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

(1) 公表事項

受託候補者、総合計得点

(2) 公表方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第16 無効又は失格

次の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

(1) 提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合。

(2) 提案書類等に虚偽の記載がある場合。

(3) 提案書類の見積書の金額が当該予算額を超えているもの。

(4) その他、本要領の内容に違反する場合。

第17 契約の締結

提案書類の内容について、市と受託候補者との協議により別途仕様書を作成し業務内容を決定後、木更津市財務規則（昭和62年規則第1号）に定める随意契約の手続きにより受託候補者から再度見積書（提案書類の様式4号とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

第18 その他

- (1) 提案書類等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された申出書及び提案書類等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における申出書及び提案書類等は、原則として記載内容の変更は認めない。
- (4) 提出された申出書及び提案書類等は返却しない。
- (5) 申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
また、参加資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は木更津市に帰属するものとする。
- (7) 受託候補者が決定するまで間、提案者の数等は公表しないものとする。
- (8) 提案者が1者又はいない場合の取り扱い
 - ア 提案者が1者のみの場合でも、審査会（プレゼンテーション方式）の開催を経て、受託候補者の選定を行うものとする。なお、評価方法は、「第11 評価方法」によるものとする。
 - イ 提案者がいない場合は、再度公募を検討する。
- (9) kourei@city.kisarazu.lg.jpからの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。

第19 担当部局

〒292-8501

木更津市朝日三丁目8番1号

木更津市役所朝日庁舎 高齢者福祉課

電話 0438-23-2695

FAX 0438-25-1213

メールアドレス kourei@city.kisarazu.lg.jp

